

議案第74号

## 静岡市立の高等学校等において語学指導を行う外国人の給料及び旅費に関する条例の廃止について

静岡市立の高等学校等において語学指導を行う外国人の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成29年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立の高等学校等において語学指導を行う外国人の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例

静岡市立の高等学校等において語学指導を行う外国人の給料及び旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第261号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、廃止前の静岡市立の高等学校等において語学指導を行う外国人の給料及び旅費に関する条例の規定により支給すべき理由の生じた給料及び旅費については、なお従前の例による。